査 読 付 き 論 文

ふるさと納税の現状と課題
―所得階級別・地域別考察―*

田　口　　方　美**
（関西大学大学院 経済学研究科博士後期課程，税理士）

梗　概

ふるさと納税は，2008 年度の税制改正で導入されてからその制度の是非も含めて様々な議論があり，プラスに評価されることもある一方で，制度の影響に関して批判されることも多い。本稿の目的はふるさと納税の効果について所得階級別，地域別に実証的な分析を行い，同制度の今後のあり方を検討する上で必要な材料を示すファクトファインディングを行うことである。

ふるさと納税は，税負担の軽減をもたらし高所得者ほど有利な仕組みであると指摘されている。しかしながら，ふるさと納税の活用状況を所得階級別に検証する分析は行われておらず，高所得の納税者が多くの返礼品を受け取る構造に基づいた批判が多い。各納税者にとってのふるさと納税のメリットは，実質的に 2,000 円の負担でそれを超える返礼品を受け取ることである。寄附金であるふるさと納税の税額控除は，各納税者の税負担が他地域への納税に振り替えられるものであり，所得に対する課税（所得税・住民税所得割）の負担軽減をもたらすわけではない。その意味では，ふるさと納税を所得階級別に考察するにあたって重要な点は，所得階級による利用状況の違いである。そこで本稿では，ふるさと納税の利用がどれだけ高所得層に集中しているのかを求め，その経緯を検証した。分析結果からは，ふるさと納税は創設以降その利用が高所得層に集中していたこと，そして制度利用の拡大とともに，集中の度合いは弱まっていることが明らかになる。

また，地域間の税収再分配の効果は，ミクロベースで自治体ごとの状況を把握する必要がある。大都市圏の自治体からは同制度による税収減というデメリットが主張されるが，経済力の強い地域から税収の少ない地域への再分配は当初のふるさと納税の目的にかなったものと見なすこともできる。本稿では，全ての市町村についてふるさと納税制度による財政収支への効果を測定した。その結果，1 人当たり税収額の低い地域ほど同制度によるネットの効果がプラスになる傾向を示すことが明らかになった。

2023 年 9 月 13 日受付　2024 年 3 月 15 日掲載決定

* 本稿作成にあたり，関西大学　林宏昭教授にご指導頂いたことに感謝致します。本稿は，生活経済学会第 39 回研究大会での発表内容に基づいている。発表に対して貴重なコメントを頂いた討論者の名城大学　赤木博文教授，そして本稿を改善に導いて頂いた本誌査読者 2 名の先生方に深く謝意を表します。なお残された誤りについては筆者の責に帰するものである。

** 関西大学大学院　経済学研究科博士後期課程在籍，税理士。

はじめに

ふるさと納税は 2008 年の開始からその制度の是非も含めて様々な議論があり，制度に対する批判がある一方で，プラスに評価されることもある。たとえば，批判の 1 つは返礼品も含めて高所得者に有利となっていることに対するものである。他方，ふるさと納税を通じて，地域の活性化や都市圏から地方圏への財源移転が進んだことが評価されることもある。

本稿の目的はこれらの批判や評価の背景にあるふるさと納税の効果を所得階級別，地域別に分析することによって，同制度の今後のあり方を検討する上で必要な材料を示すためのファクトファインディングを行うことである。

ふるさと納税制度の概況は総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に示されており，2021 年度は 4,447 万件で 8,302 億円に達している[1)]。そこでは規模の推移の他，ふるさと納税による収入の活用例も示されている。同制度は，税負担の軽減をもたらし高所得者ほど有利な仕組みであると指摘されている。しかしながら，ふるさと納税の活用状況を所得階級別に検証する分析は行われておらず，高所得の納税者が多くの返礼品を受け取る構造に基づいた批判が多い。各納税者にとってのふるさと納税のメリットは，実質的に 2,000 円の負担でそれを超える返礼品を受け取ることである。そして寄附金であるふるさと納税の税額控除は，各納税者の税負担が他地域への納税に振り替えられるものであり，所得に対する課税（所得税・住民税所得割）の負担軽減をもたらすわけではない。その意味では，ふるさと納税を所得階級別に考察するにあたって重要な点は，所得階級による利用状況の違いであり，実際に高所得者の活用が大きな割合を占めているかの検証である。そこで本稿では，ふるさと納税の利用がどれだけ高所得層に集中しているのかを求め，その経緯を検証する。

また，地域間の税収再分配の状況は，ミクロベースで自治体ごとの状況を把握する必要がある。近年，大都市圏の自治体からはふるさと納税制度による税収減というデメリットが主張される。経済力の強い地域から税収の少ない地域への再分配は，当初のふるさと納税の目的にかなったものと見なすこともできるが，個々の自治体のふるさと納税への対応が取り上げられることはあっても，全国的な自治体への影響を検証する分析は行われていない。そこで，全ての市町村についてふるさと納税制度による財政収支への効果を測定して，その傾向を明らかにする。

本稿の構成は，以下の通りである。1 では寄附金控除の創設や現行の制度について説明する。2 では寄附金控除の現状として，所得税と個人住民税における適用人数や控除額の現状を確認する。3 では，個人住民税のデータを用いて実証分析を行い，所得階級別，地域別に寄附金控除の適用状況，高所得層に対する集中度，ふるさと納税の収支と各市町村の 1 人当たり総所得金額等との比率を測定し，相関を検証する。そして，最後に本稿のまとめと残された今後の課題について述べる。

1. 寄附金控除の意義と経緯

まず，ふるさと納税制度へとつながる寄附金控除の意義と経緯について述べる。

---

1) https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

1-1　寄附金控除の意義

所得税は，所得から所得控除を差し引いて課税所得（課税標準）を算出し，それに税率表を適用して税額を決定する。所得控除には，基礎控除等の人的控除と各納税者の様々な事情に配慮するための社会保険料控除等の物的控除とがある。

寄附金控除は，所得税法の所得控除（寄附金の支出先により税額控除）の 1 つであり，地方税法で規定される個人住民税では，税額控除となる。寄附は自らの意志で支出を行うもので，公益や社会福祉への貢献と位置づけられる。金子（2019）は，「諸控除と異なり，公益的事業への個人の寄附を奨励することを目的としており，その意味で一種の特別措置である。」[2] と述べている。また，藤田（1992）では，控除の評価基準として，控除を認められる寄附の範囲は妥当か，所得控除方式では税率が高いほど高率の補助金が与えられることになり，公正の観点からみて望ましくないと指摘し，税額控除方式を含めて制度の見直しが必要と述べている[3]。

1-2　寄附金控除の創設

所得税法における個人の寄附金控除は，1962（昭和 37）年，寄附金額に対する控除率 20%を上限とする税額控除として創設され，足切限度額は 30 万円もしくは所得金額の 3%のいずれか低い方という内容であった[4]。法人税法では古くから寄附金控除が行われていたが，個人においては，所得税は超過累進税率で求められることから，高所得者層に対する優遇になるという議論があり，所得控除ではなく税額控除が選ばれた。その後，税額控除が複雑であること，所得に関係なく軽減割合が変わらないことが寄附を行う者の心理に適合せず意図を損なってしまう，寄附をしやすくするという趣旨も含めて 1967（昭和 42）年に所得控除に変更された[5]。

個人住民税においては，1993（平成 5）年度に寄附金控除が所得控除として創設された。所得税とは対象となる寄附金の範囲や計算方法が異なり，控除額にも差が生じた。しかしながら，所得税より控除額が小さいことは，地方税である住民税が負担分任を基調としていることで理由付けがなされた。1993 年の創設当初は足切額が 10 万円であり，多額の寄附をしなければ控除の効果が小さく，制度の使いにくさもあった。そこで，足切額を引き下げて税額控除にすれば減税効果もあるというのが 2008 年のふるさと納税創設のベースとなった[6]。

1-3　寄附金控除制度

所得税と個人住民税における現行の寄附金控除制度についてまとめると以下のようになる。所得税法では，国等に対する特定寄附金等の支出金額[7] 又は総所得金額等の 40%を比較していずれか少ない金額から 2,000 円を引いた金額を所得控除とする。また，政党等及び認定非営利活動法人等に対する寄附金については，これらの寄附金の支出金額（総所得金額等の 40%限度）から 2,000 円を引いた金額に政党等に

---

[2] 金子（2019）p.214。

[3] 藤田（1992）pp.99-100。

[4] 藤田（1992）p.99 による。

[5] 増井（2005）pp.36-39 参照。

[6] 松原（2007）pp.47-49 参照。

[7] 国又は地方公共団体に対する寄附金，民法上の公益法人等に対する指定寄附金，特定公益増進法人に対する寄附金，認定特定非営利活動法人に対する寄附金，政治活動に関する寄附金をいう。

対する寄附金[8] は 30%，認定非営利活動法人等に対する寄附金は 40%を乗じたものを税額控除とすることも可能で，所得控除と比較して有利な方を選択することができる。

地方税法で規定される個人住民税では，都道府県，市町村又は特別区に対する寄附金，共同募金会（納税義務者の賦課期日における住所所在の道府県内に事務所を有するものに限る），所得税法に規定する一定の寄附金のうち，道府県，市町村の条例で定めるもの，特定非営利活動法人の行う特定非営利活動事業に関連する寄附金で一定のもののうち，道府県，市町村の条例で定めるものとなり，所得税法よりも対象となる寄附金の範囲がせまい。これら支出金額の合計額又は総所得金額等の 30%を比較していずれか少ない金額から 2,000 円を引いた金額に 10%（道府県 4%，市町村 6%[9]）を乗じたものが寄附金税額控除額となる（基本控除）。

ふるさと納税（総務大臣が定める基準に適合する団体として指定された団体に対する寄附金）[10] の場合は，特例控除対象寄附金の合計額から 2,000 円を引いた金額に特例控除割合を乗じた金額を特例控除額として基本控除に加算できる。ただし，所得割の税額の 20%が限度となる。

2016 年にはふるさと納税の拡充を目的として，確定申告の代わりに手続きを簡素化したワンストップ方式が導入された。ワンストップ特例制度の場合は，寄附を行う自治体が 5 団体までは確定申告不要で，本来は所得税から控除される税額が住民税から控除されることになる。寄附金を支出する際，申告特例の申請を行うことで，賦課期日現在の住所所在地の市町村長に通知書が送付され，それに基づいて申告特例控除額が居住地の住民税から控除される。

2. 寄附金控除の現状

個人の所得に関する税務情報には所得税と個人住民税のデータがある。そして，所得税の寄附金控除については，申告所得税のデータがあるが，ふるさと納税による税額控除を抽出して求めることはできない。一方，個人住民税は申告を行った者だけでなく，住民税所得割の全納税者を対象として税額控除の分布を把握することができる。ここでは，両方のデータを用いてふるさと納税の所得階級別の適用状況を概観する。

2-1　所得税における寄附金控除

所得税における寄附金控除の状況を国税庁『申告所得税標本調査結果』のデータを用いて確認してみる。所得税におけるふるさと納税は，寄附金額から税額控除（所得控除から算出）の金額を求め，それが税額から差し引かれる。そのため，ふるさと納税による税額控除を取り出すことができないことから，ここでは全ての寄附金控除に基づいて計算を行う。

ふるさと納税が始まった 2008 年からその前後 5 年と直近 3 年間の状況をまとめたものが表 1 である。表には，申告納税者数，そのうち寄附金控除の適用を受けた人員，寄附金控除額，そして 1 人当たり寄附金控除額を示した。申告納税者数は，ほぼ横ばいと言えるが，寄附金の支出を行った納税者は，2003 年と比較して，ふるさと納税創設の 2008 年には約 7 万人増加し約 20 万人となった。2018 年，2019 年では 79 万

[8] 令和 6 年 12 月 31 日までの間に行った寄附金。
[9] 政令指定都市では道府県 2%，市 8%。
[10] 特例控除対象寄附金という。

人，2020 年では 98 万人となり，創設時の約 5 倍となっている。寄附金控除額も同様で，2008 年では 336 億円であったものが 2020 年では 2,325 億円まで増加した。1 人当たり寄附金控除額については，2008 年の 16 万円から増加し，直近 3 年では 24 万円前後で推移している。

表 1　申告納税者と寄附金控除

申告年	2003年	2008年	2013年	2018年	2019年	2020年
申告納税者（人）	6,933,359	7,522,978	6,227,270	6,390,044	6,305,589	6,574,695
寄附金控除人員（人）	136,738	208,235	183,675	790,749	796,306	986,224
寄附金控除額（百万円）	25,180	33,615	32,479	186,106	191,946	232,512
1人当たり寄附金控除額（円）	184,148	161,428	176,829	235,354	241,046	235,760

出所）国税庁『申告所得税標本調査結果』各年版より筆者作成。
https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhyohon/top.htm
（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

図 1　所得税の所得階級別寄附金控除の適用状況（適用割合）　2008 年と 2020 年の比較

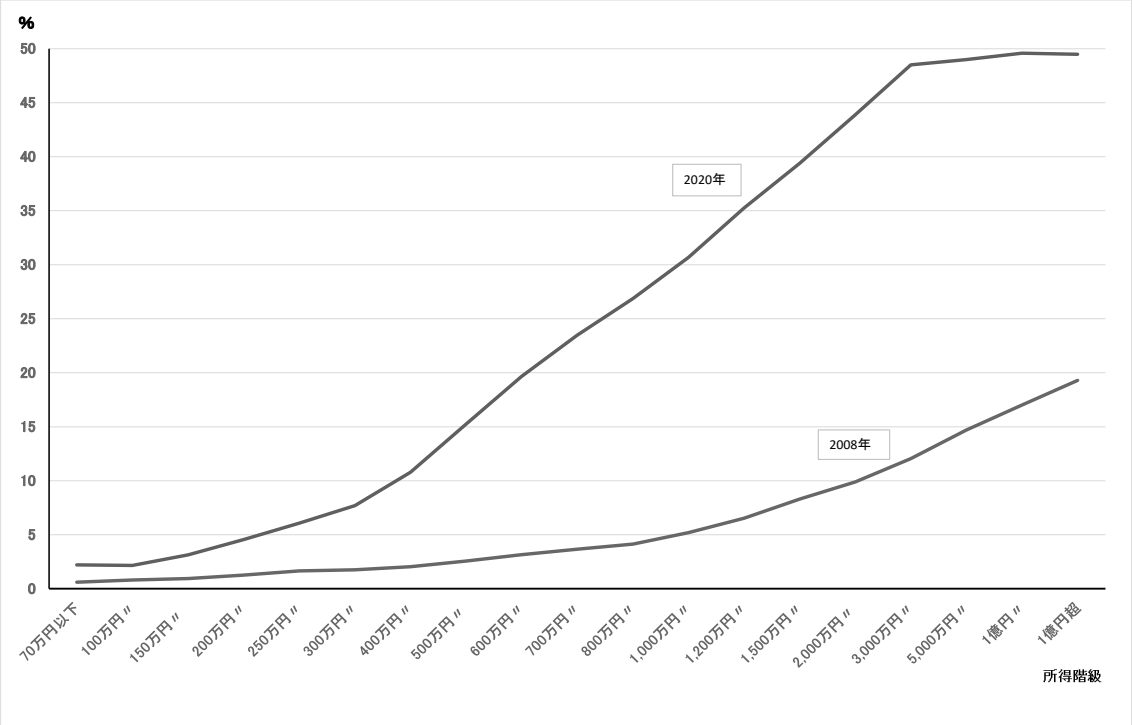

出所）表 1 と同じ。

図 1 は，表 1 で使用したデータから所得税の所得階級別に見た寄附金控除額の適用状況で，ふるさと納税が始まった 2008 年と 2020 年を比較したものである。所得階級ごとの申告納税者に占める寄附金控除の適用者の割合は，2008 年でも高所得層ほど高くなっている。ふるさと納税が拡大した 2020 年にはその傾向がさらに顕著になっており，2,000 万円超の階級以上はほぼ 50%に達している。なお，1 億円超の階級（最高は 100 億円超）については，人数が少ないこともあり，合算して示した。

2-2　個人住民税（市町村民税）の寄附金税額控除

ふるさと納税に関する寄附金控除のデータには，総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に掲示されているものと，個人住民税全体の状況を示す『市町村税課税状況等の調』とがある。ここでは，次節で所得階級別の分析を行うことを踏まえて，『市町村税課税状況等の調』のデータを用いる。そして住民税所得割は前年所得課税であることから，ふるさと納税の税額控除が最初に適用される 2009 年度と 2021 年度の前年所得に対する寄附金税額控除の適用状況を比較する。同資料の住民税所得割のデータは，市町村と都道府県それぞれについて所得金額や所得控除といった項目が，納税者の課税標準階級別に示されている。

住民税所得割のデータに「寄附金税額控除」の欄が設けられたのは，ふるさと納税の税額控除が最初に適用される 2009 年度からである。日本赤十字社などの他の寄附金も税額控除の対象となったが，それらは寄附額から 2,000 円を控除した金額の 10%で実質的には所得控除であり，『市町村税課税状況等の調』に記載が始まった 2009 年度以降の税額控除の動きは，ほぼふるさと納税に係る寄附金の税額控除と見なすことができる。

表２　市町村民税の寄附金税額控除の拡大

課税標準額の段階	2009年度（千円）	2021年度（千円）	変化額（千円）	倍率
10万円以下の金額	5, 983	799, 732	793, 749	133. 67
10万円を超え100万円以下	53, 181	4, 194, 949	4, 141, 768	78. 88
100万円　〃　200万円　〃	85, 908	20, 767, 246	20, 681, 338	241. 74
200万円　〃　300万円　〃	78, 988	33, 828, 842	33, 749, 854	428. 28
300万円　〃　400万円　〃	80, 460	32, 946, 156	32, 865, 696	409. 47
400万円　〃　550万円　〃	120, 457	40, 063, 955	39, 943, 498	332. 60
550万円　〃　700万円　〃	86, 772	25, 268, 552	25, 181, 780	291. 21
700万円　〃　1, 000万円　〃	115, 246	33, 702, 916	33, 587, 670	292. 44
1, 000万円を超える金額	962, 424	100, 686, 882	99, 724, 458	104. 62
合計	1, 589, 419	292, 259, 230	290, 669, 811	183. 88

出所）総務省『市町村税課税状況等の調』各年版より筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。
注）個人住民税は前年課税のため年度は 2009 年度，2021 年度。

表 2 は市町村民税の課税標準階級別に両年度の寄附金税額控除額とその変化額及び倍率（変化）を示したものである。各階級とも寄附金税額控除の金額は大幅に拡大し，合計値では 2,906 億 6,900 万円の増加となっている。全体では 183 倍に増加，課税標準 200 万～400 万円の階級では，2009 年度と比較すると 2021 年度には 400 倍を超える倍率である。

3. ふるさと納税の効果についての分析

ふるさと納税の創設は 2008 年である。支出した寄附金額から 2,000 円の自己負担をすれば残りの金額について，所得税と住民税から全額控除されること，返礼品を受けとれるメリットがあることから，個人の寄附金支出は大きく増加した。寄附は自らの意志で行うもので，公益や社会福祉への貢献といえるが，高所得層に有利に働くという批判もある。一方で，ふるさと納税が地域間の財源再分配機能を持ち，返礼品が地域の地場産業には有益であるというプラスの評価もある。

この批判や評価を踏まえ，所得階級別，地域別にふるさと納税の効果を考察する。

3-1 先行研究

支出した寄附金から自己負担となる 2,000 円を差し引いた残りの金額について，所得税と住民税を合わせて全額控除されることになるふるさと納税の上限が所得に対する一定割合（20%）と設定されていることから，高所得層に対する優遇であるという議論は多い[11]。全額控除の対象となるふるさと納税が納税者間の所得再分配に与える影響を考察した研究として，橋本（2022）がある。近年の税制改正は，高所得層に増税をもたらすもので所得税の持つ再分配効果を強化するものとなっている。しかし，ふるさと納税制度は自己負担 2,000 円で寄附できる金額を引き上げることにつながり，所得再分配効果を弱めることになるとしている。ふるさとに貢献するなら経済的損失が発生するのが当然とし，その改革試案として，国税部分を税額控除方式に変更したうえで，地方税部分に認められている特例控除を段階的に廃止することを提示した[12]。

また，ふるさと納税に関する研究では，地方創生の観点から返礼品や使途に関する考察が多く展開されている[13]。地方財政の視点から地域間での財源の移転に着目した研究としては，末松（2020）がある。そこでは，プールデータ，クロスセクションデータを用いた分析が行われており，返礼率競争による住民税収の奪い合いの結果，財政的に脆弱な自治体が返礼率を高めて寄附を集める傾向が強くなることを明らかにするとともに，高額な地場産品を生産する自治体とそうでない自治体の間で，自治体間格差を増幅させる恐れがあると指摘する[14]。

3-2 所得階級別の分析

全国の個人住民税の課税状況を総括した『市町村税の課税状況等の調』によると 2021 年度分の市町村民税の納税義務者は 5,951 万人で，総所得金額等の合計額は 201 兆 6,942 億円である。市町村民税の所得割額は，総所得金額等から個人の事情を考慮した各種の所得控除を行い，課税標準額を求めて算出される。配当控除や，ふるさと納税として支出した寄附金の寄附金税額控除は，この算出された税額から差し引かれる対象となる。

税制について所得階級別の分析を行う場合，制度がどのように負担構造に影響を及ぼしているかの考察が中心となる。先述の橋本（2022）も，ふるさと納税によって減少する所得税負担に焦点が当てられて

---

11) たとえば，沼尾（2020）では，個人住民税の所得割額の 2 割を上限とした税額控除の仕組みにより，高額所得者ほど多くの利得を享受できるという逆進性が生じていると指摘されている。
12) 橋本（2022）p.286 参照。
13) たとえば保田・保井（2017）。
14) 末松（2020）参照。

いる。ふるさと納税を行う民間サイトでは，税負担の軽減が強調され，「ふるさと納税で「住民税」はいくら安くなる？」[15] と表現されているケースもある。

しかしながら，ふるさと納税の言葉通り，扱いは寄附であっても，他の自治体への納税であって，税負担の軽減が意図されたものではない。ふるさと納税制度は 2,000 円の負担はあるものの別の地域に納税（寄附）を行うことで全額が所得税，住民税から税額控除される仕組みであり，各納税者の所得に対する公的負担の総額は変わらない。むしろ，寄附の全額控除が行われる場合に 2,000 円の自己負担が生じるものであり，税負担（公的負担）が軽減されるわけではなく，したがって累進性などの負担構造には影響しない。

一方で，「高所得者に有利」という指摘は多く，寄附額に応じて返礼品の価格が決まることによる。全額が税額控除されるふるさと納税は実質的には，2,000 円の負担増で返礼品を受け取ることができる仕組みであり，その上限額，つまり返礼品の価値が高所得者ほど高くなることが高所得者に有利とされる要因である。そこで，ここでの所得階級別の考察では，負担の構造ではなく，ふるさと納税の利用状況が高所得者にどれだけ集中しているかの検証を目的とする。

表３　ふるさと納税の全額が税額控除の対象となる金額（単身者）

給与収入	全額が税額控除の対象となる金額（円）	給与収入に対する比率（%）
300万円	28,000	0.93
400万円	42,000	1.05
500万円	61,000	1.22
600万円	77,000	1.28
700万円	108,000	1.54
800万円	129,000	1.61
900万円	152,000	1.69
1000万円	180,000	1.80
1100万円	218,000	1.98
1200万円	247,000	2.06
1500万円	395,000	2.63
2000万円	569,000	2.85
2500万円	855,000	3.42

出所）総務省『ふるさと納税ポータルサイト』より筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

表 3 は，総務省『ふるさと納税ポータルサイト』で紹介されている「全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安」から単身者の給与収入に対応する金額を示したものである。全額控除となるふるさと納税を行えば，2,000 円を除いて自らの負担は増加することはない。表からは，給与収入に対する全額控除額の割合が高所得層ほど高くなることがわかる。

この傾向は次のように説明することができる。住民税所得割は比例税であるが，課税最低限を持つ比例税であり，所得に対する負担額の割合（実効税率）は高所得者ほど高くなるという意味で所得に対して緩やかな累進性が生じる。また，寄附金税額控除の一部は所得税の寄附金控除（所得控除）から算出されるため，所得税の適用税率の高い納税者は所得税が減少する金額が大きくなり，結果的に全額税額控除の

[15] ふるさとチョイス HP　https://www.furusato-tax.jp/about/municipal_tax（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

対象となる金額の給与収入に対する割合が若干高くなる。ただし，繰り返し述べているようにこの税額控除分は他の自治体への振替えであって，税負担が軽減されるわけではない。

仮に，受け取る返礼品（2,000 円を超える部分）は，納税者の可処分所得を増加させるものであると考え，これを公的負担の減額と見なすならば，税負担の変化は図 2 のように示される。同図で，横軸は給与収入，縦軸は単身者を想定して給与収入額に給与所得控除，社会保険料控除（給与収入の 15%），基礎控除（所得税 48 万円，住民税所得割 43 万円）を差し引いた課税所得に税率表を適用して算出した所得税と住民税所得割の合計額を求めたものである[16]。下に位置するのが，寄附の全額が税額控除の対象となる上限まで寄附をした場合の返礼品を税額から差し引き，2,000 円を加えた値である。高所得層ではその幅が大きくなるが，全ての所得層で税負担は減少している。また，2,000 円の自己負担があるとはいえ，減少幅はほぼ所得に比例するもので，所得階級に応じた税負担の相対的な関係を示す負担構造としての累進性を大きく損なうものではない[17]。

図２　返礼品を税負担の軽減と見なした場合の税額（所得税＋住民税）の変化（単身給与所得者）

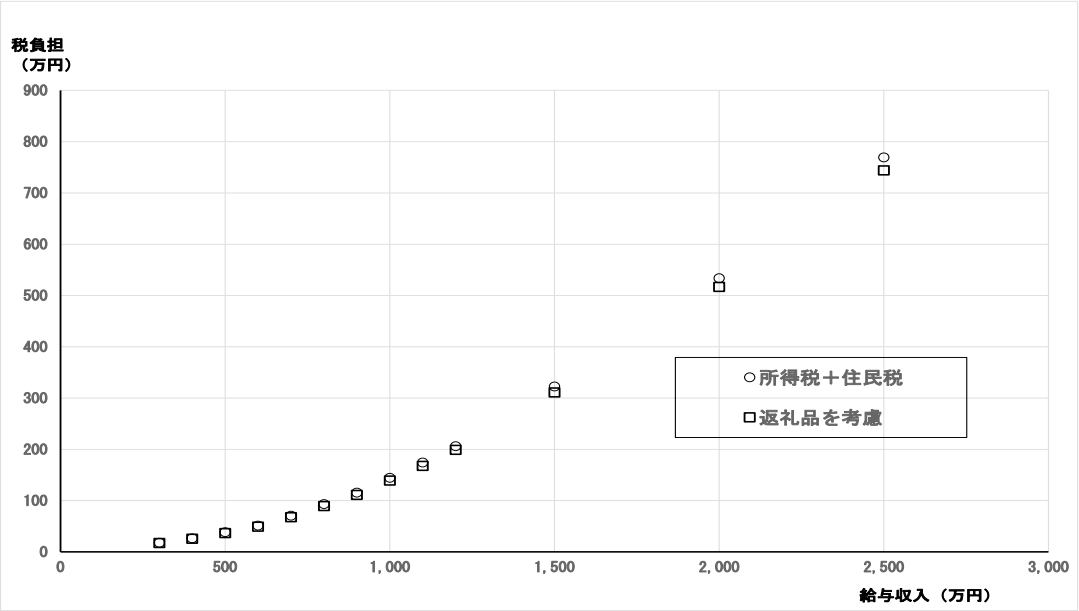

備考）住民税には均等割を含む。
出所）筆者作成。

2021 年度分（2020 年所得）の市町村民税では，寄附金税額控除として 2,922 億 5,900 万円が適用された。この寄附金税額控除の所得階級別適用状況について，総務省の『市町村税課税状況等の調』のデータを用いて確認してみる。なお，ワンストップ制度が導入された 2017 年度以降は，所得税に関する税額控除分も住民税から引かれることになっており，住民税の寄附金控除には所得税分も含まれている。

データでは，所得階級は課税標準額として 10 万円以下から 1,000 万円を超える金額までの 9 段階で，階級ごとの総所得金額等，寄附金税額控除が示されている。総所得金額等に対する寄附金税額控除の割合を

[16] 住民税所得割は前年所得に基づいて算出されるものであるため，ここでは前年も同額の給与収入があったことを前提としている。
[17] 税負担が同じ割合で減少する場合，たとえば高所得者も低所得者も税額が 50%になれば，絶対的な減少は高所得者の方が大きくなるが，相対的な税負担の比較から求める租税構造が持つ累進性には変化が生じない。

まとめたものが図 3 である。10 万円を超え 100 万円以下の階級で割合が下がるが，そこからは所得階級が上がるにつれ右上がりとなり，高所得層では寄附金を支出している割合が高いことが明らかである。

図では，ワンストップ制度が導入され，利用者が拡大した 2017 年度（2016 年の所得）の状況も示したが，2021 年度にかけて特に中位階級以上で割合が上昇している。いずれの階層も総所得に対する税額控除の割合は上昇しているが高所得層では総所得に対する割合の上昇が 2 倍程度であるのに対して中低位の階層では約 3 倍に上昇しており，中位階層以下での拡大が相対的に大きくなっている。

図３　市町村民税における総所得金額に対する寄附金税額控除の割合（2017･2021 年度）

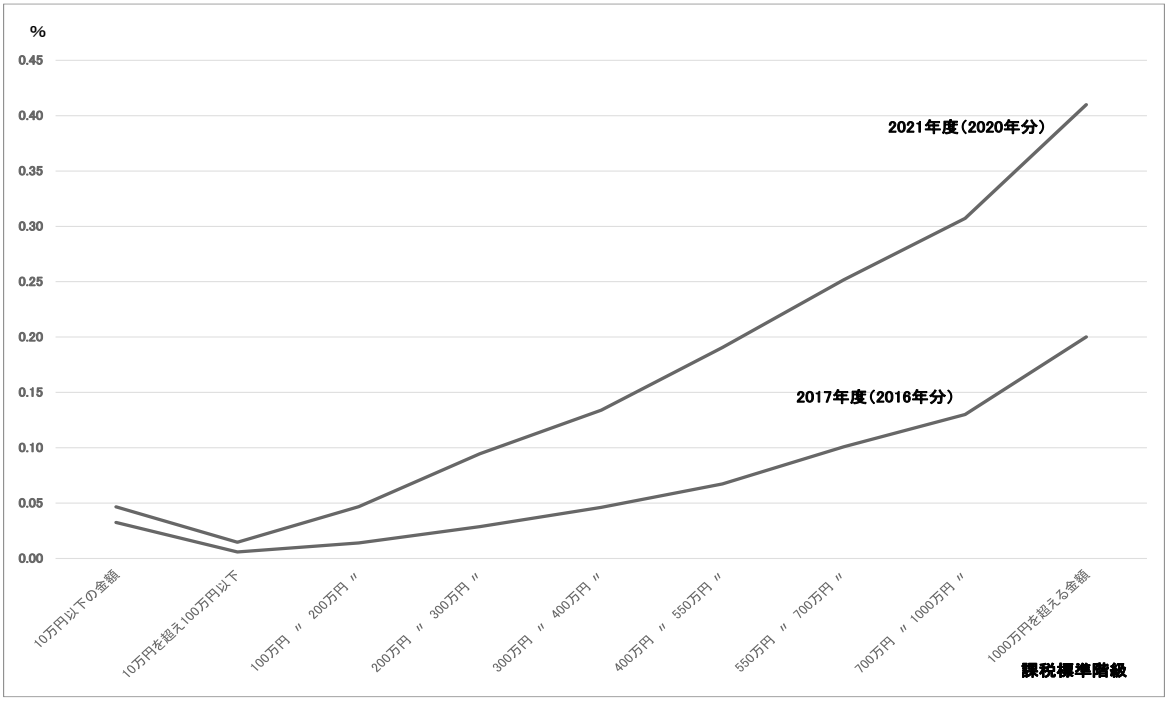

出所）総務省『市町村税課税状況等の調』（各年版）より筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

他地域への寄附額の一定割合を返礼品として受け取り，その価値（金額）が高所得者ほど高くなるふるさと納税が所得階級で見るとどのような構造になっているかの検証はこれまで行われていない。そこで次に，住民税のデータより税額控除が高所得者にどのくらい集中しているかを測定し，その度合いがどのように推移してきたかを検証する。

一般に所得の不平等度を測る際に用いられるジニ係数は，横軸に所得の低い順に並べた人員の累積比，縦軸に所得の累積比を取ったローレンツ曲線を描き，このローレンツ曲線が対角線からどれだけ離れているかを求めるもので，値は 0 から 1 の間をとる。そして，この値が高いほど所得が高所得層に集中して不平等が大きいことを示す。ここでは，ローレンツ曲線の代わりに，横軸に所得の累積比，縦軸に寄附金税額控除の累積比を取ったグラフを作成し，寄附金税額控除がどれだけ高所得層に集中しているかを検証する。そして累積比の関係を示す曲線と対角線で囲まれた部分の面積を求め，その対角線より下の三角形の面積（0.5）に対する割合を集中度とする。

図４　総所得金額と寄附金税額控除の累積比

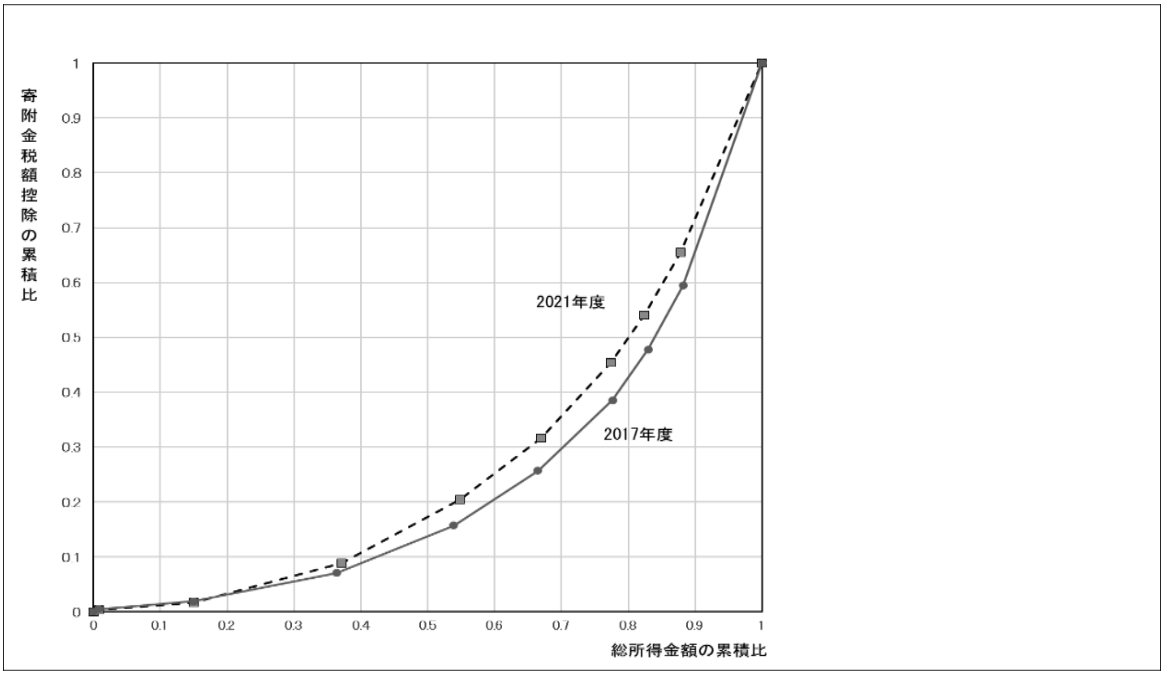

出所）総務省『市町村課税状況等の調』（各年版）より筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

図 4 は，2017 年度（2016 年の所得）と 2021 年度（2020 年の所得）のデータに基づいて寄附金税額控除の集中度を示したグラフである。集中度は 2017 年度が 0.524，2021 年度が 0.462 と低下しているが，これは納税者の分布が厚い中低位の所得層でふるさと納税の拡大が全体の中で相対的に大きかったことの結果である。

なお，住民税所得割の資料では課税標準 1,000 万円超が一括りになっており，高所得者のデータ区分が多ければ集中度係数はやや高くなるが，本研究での目的は高所得者への集中傾向を明らかにし，その推移を見ることであるためそのまま計測を行った[18]。

表 4 は，2009 年度から 2021 年度の集中度を求めたものである。先にも述べたように，ふるさと納税による寄附金支出の増加により，寄附金税額控除が拡大しているのは明らかであるが，各年度の集中度で検証するとその値は 2015 年度以降，徐々に小さくなっている。ふるさと納税の規模の拡大とともに，高所得者だけでなく，低・中所得層にも拡大していったということである。中堅所得層によるふるさと納税の増加は総額を拡大させるが，依然として高所得層への集中傾向は続いている。

ふるさと納税制度は所得に応じて寄附金の上限額が高くなり，従来はそのことが高所得層への集中を招いていたと考えられるが，このことは同時に寄附の一定割合である返礼品の受け取りも高所得層への集中が生じているということである。

[18] 2020 年の所得税申告納税者の寄附金控除の集中度を求めると，表 1 で示されているように所得控除の金額であり，集中度は 0.34 であった。そして所得金額 1,000 万円を超える納税者をまとめた場合には 0.30 に低下する。住民税の場合も，高所得層の区分があれば若干集中度は高くなるものと考えられる。

表４　寄附金税額控除の集中度の推移

年度	総所得金額等（千円）	寄附金税額控除（千円）	集中度
2009	183,763,899,592	1,589,419	0.60275
2010	172,684,044,683	1,593,716	0.60815
2011	172,062,110,581	1,751,030	0.61660
2012	172,295,678,186	13,421,862	0.44228
2013	173,192,600,195	3,341,472	0.54060
2014	174,596,928,614	4,328,019	0.55631
2015	178,026,599,269	11,787,167	0.55981
2016	182,159,485,553	60,963,177	0.54126
2017	185,934,179,805	108,390,433	0.52351
2018	189,895,630,838	162,352,538	0.51582
2019	194,133,651,064	216,478,178	0.49817
2020	196,413,686,170	230,093,074	0.49180
2021	201,694,216,152	292,259,230	0.46233

注）2012年度の規模の拡大は東日本大震災への復興に活用されたことによる。
出所）総務省『市町村課税状況等の調』（各年版）より筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html（最終閲覧日2023年6月1日）。

3-3　地域別分析

以下では，全国の市町村を対象にして，ふるさと納税制度によってもたらされる財政収支への影響を考察する。ふるさと納税は，結果的にはある地域の税収を減らし別の地域の収入が増える制度であり，地域によってその影響は異なっている。個々の自治体として見れば，ふるさと納税（寄附金）の税額控除による税収減と，ふるさと納税による収入増が生じる。

ふるさと納税はその創設時に，「都会の地方団体は税収を得るが，彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない」[19] という問題意識から検討された制度であり，経済力のある都市圏から地方圏への財源移転の意図もあったものと考えられる。そこで，ふるさと納税制度を通じた財源への効果が，地域の経済力とどのように関係しているかを2021年度のふるさと納税を対象として検証する。

まず，総務省の『ふるさと納税ポータルサイト』には「令和4年度ふるさと納税に関する現況調査等」が掲載されている。市町村ごとの 2021 年度のふるさと納税の受入れについては「令和 3 年度受入額の実績等」，ふるさと納税に伴う 2022 年度の税額控除は「令和 4 年度課税における住民税控除額の実績等」を用いて分析を行う。また，以下で順位付けを行うベースとする 2021 年度の住民税所得割の市町村別納税者数と総所得金額等は，総務省の『令和3年度市町村税課税状況等の調』に記載されている。そして2021年度の地方交付税の交付状況については，『令和 3 年度市町村別決算状況調』を用いた。具体的には，ふるさと納税のネットの収支を 1,741 の市町村，特別区について求め，各団体の 1 人当たり総所得金額等との相関を求める。

ふるさと納税による収入増は言うまでもなく寄附金収入である。ただしふるさと納税には返礼品など，その募集に係る経費がかけられていることが多く，寄附金収入額からふるさと納税の返礼品や募集に要する費用[20] を差し引いた額をふるさと納税による収入と定義する。一方，収入の減少は，ふるさと納税を

[19]『ふるさと納税研究会報告書』（2007年）より。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf（最終閲覧日2023年6月1日）。
[20] 受入れ等に伴う費用は，返礼品等の調達に係る費用，返礼品等の送付に係る費用，広報・決済・事務に係る費用等である。

行うことによる住民税所得割の寄附金の税額控除である。前者の収入と収入減を比較することで同制度による財政収支のネットの効果が求められる。

ここまではふるさと納税による地域間の財源の移動であるが，税額控除によって生じる税収減は地方交付税の増加に結びつく。つまり，理論上は地方交付税の算定において基準財政収入額の減少になることから，税額控除による税収減の 75%は地方交付税の交付額が増加することになる。以下の分析では，ふるさと納税による各自治体への効果を地方交付税の増加を含めたネットの影響ととらえて分析する。

ふるさと納税による自治体の収支を考察する際には，年度の調整も必要である。以下で行う市町村ごとの分析は，2021（令和 3）年度をベースにする。ふるさと納税による寄附金収入は年度ごとに計上される。一方，住民税は前年所得を課税ベースとするものであり，2021 年の寄附金税額控除は，2022（令和 4）年度分の税に反映される。つまり，寄附金税額控除は 21 年 1 月から 12 月の期間に行われたふるさと納税が対象で収入は 21 年 4 月から 22 年 3 月分と両者には 3 か月分のずれが生じている。しかし，本分析ではこの両者を対応させる形でネットの収支を求める。ネットの収支を求める際には，各市町村の 21 年度の寄附金受入れに伴う費用（返礼品等）を差し引いて算出する。また，地方交付税の増加は住民税所得割の減収となる 2022 年度の税額控除の 75%[21]とする。なお，2021 年度の交付税不交付団体（53 市町村）と 23 特別区ではその増加はないものとした。

以上をまとめると，ふるさと納税制度によるネットの収支は次のようにまとめることができる。

ネットの収支額＝ふるさと納税による寄附金収入額－受入費用－寄附金税額控除＋地方交付税の増額（交付団体のみ）

ネットの収支は，首都圏や近畿圏の団体ではマイナスで流出増となり，いくつか特徴的な市町村ではプラスとなる。そして上記のネットの収支が，地域の経済力とどのような関係を示すのかを検証することがここでの目的である。地域の経済力を見る指標としては，住民税所得割の納税者 1 人当たりの総所得金額等（y）を用いることにする。また，ふるさと納税の効果を相対的に比較するために，1,741 市区町村について上記のネット収支額を算出し，住民税所得割の総所得金額等に対する比率（net）を求める。

1,741 市町村全体のネット収支額は，812 億円のプラスで，平均的なネット収支率は 0.00040 となっている。この収支がプラスになるのは，国からの財源移転である地方交付税の増加を計算上は加味しているからである。また，1,741 団体のうち，ネットでマイナスになっているのは 463 団体である。団体数としてはほぼ 4 分の 1 にとどまるが，首都圏，近畿圏といった人口や総所得金額等の総額ベースでは規模の大きな団体が中心である。

表５　ふるさと納税によるネット収支

1人当たり総所得金額(y)	ふるさと納税による ネット収支の総所得 金額に対する比率(net)
上位200	-0.00038
下位200	0.02051
全市町村	0.00040

出所）総務省『令和 4 年度ふるさと納税に関する現況調査について』を用いて筆者作成。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20220729.html（最終閲覧日 2023 年 6 月 1 日）。

[21] 地方交付税の算定において，基準財政収入額への算入率が 75%であるため。

表 5 は，1,741 市町村全てを納税者 1 人当たり総所得金額等（y）で順位づけを行い，上位 200，下位 200 それぞれについて抽出した結果である。ネット収支額の総所得金額に対する比率（net）の平均（200 団体の総所得金額の合計に対するネット収支額の合計の割合）を求めると，上位 200 団体の平均は－0.00038 でマイナス，下位 200 団体の平均は 0.02051 で平均所得の水準が低い地域でふるさと納税によるネット収支がプラスになることが明らかになる。

表 5 で所得が低い地域でふるさと納税による収支がプラスになることは確認された。次に全体の傾向を考察する。1,741 市区町村の 1 人当たり総所得金額等とふるさと納税によるネットの収支比率（net）の関係を散布図で示したのが図 5 である。

図５　１人当たり総所得金額（y）とふるさと納税によるネット収支（net）の関係

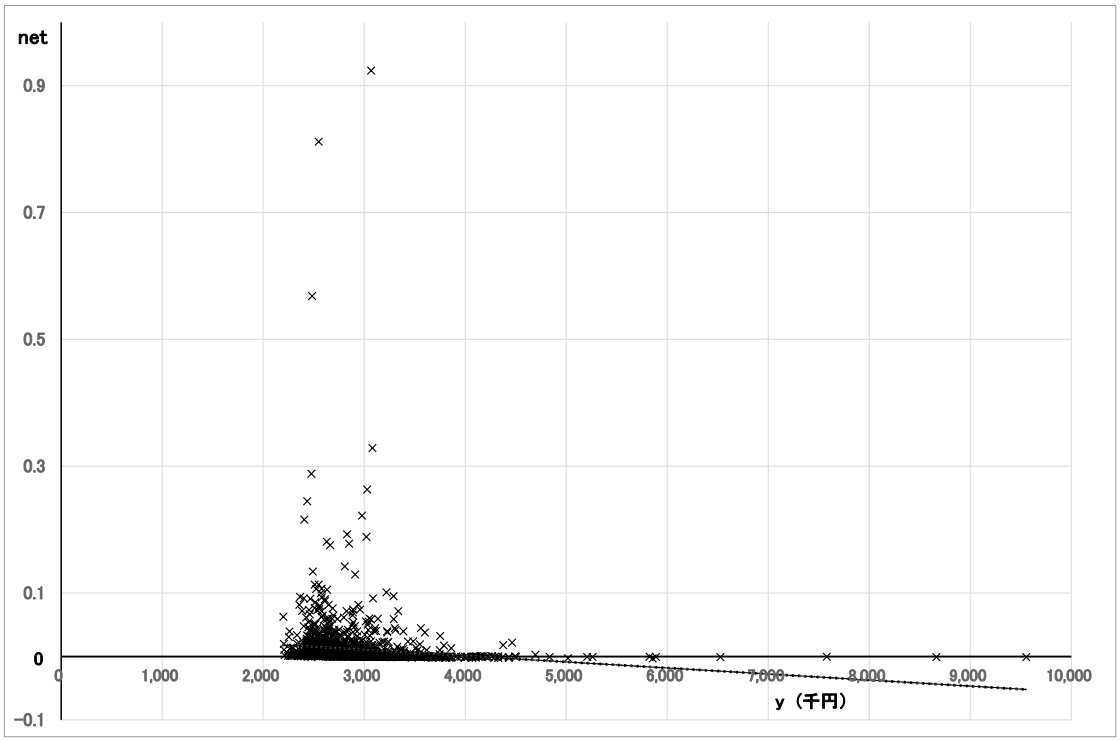

出所）表 5 と同じ。

全体の中では大きくプラスとなる自治体もある。特に大きくプラスの値となっているのは，図 5 の 3 自治体で上から順に，和歌山県北山村（0.92），北海道白糠町（0.81），宮崎県都農町（0.57）である。

このグラフからネットの収支比率（net）と 1 人当たり所得（y）の相関を求めると次のような結果となった。

$$net = 0.0392 - 0.0000096y$$

$$R^2 = 0.0128$$

所得 y に対する係数はマイナスで傾向的には所得（y）が高いほどふるさと納税による収支とは負の相関にあることが示される。ただし，決定係数は低く，また相関係数は－0.113 で，所得によって net の値が決まるという意味での相関関係は小さいが，傾向として納税者 1 人当たりの総所得金額等が低いほどふるさと納税による財政的な恩恵は大きいことが示されている。

3-4　分析結果のまとめ

本稿での目的は，ふるさと納税が個々の納税者，個々の市町村にとってどのような効果をもたらしているかを分析することである。所得階級別の分析では，ふるさと納税による寄附金控除が高所得層に集中していることが明らかになった。ただし，ふるさと納税は基本的には 2,000 円分を除いて，納税先が変わるだけであり，税負担が軽減されるという意味でのメリットはない。ふるさと納税を行うことによるメリットとされるのは実質的に 2,000 円の負担増で得られる返礼品である。返礼品は制度的には寄附額の一定割合（30%）であり，返礼品に関する集中度の分析は，本稿で行った寄附金控除の分析と同じことになる。したがって，寄附金控除の高所得層への集中は返礼品が同様の集中をもたらしていることになり，高所得者に有利との批判の背景が明らかになったと言える。

地域ごとの分析からは，住民税所得割の納税者 1 人当たり総所得金額等が低い地域でふるさと納税のネット収支がプラスとなり，高い地域でマイナスという傾向が明らかになった。つまり，市町村の財源再分配という効果が生まれているということである。

むすびと今後の課題

2008 年からふるさと納税が始まり，個人の寄附金支出額は大きく増加した。総務省のホームページには，ふるさと納税の理念として，「税制を通じてふるさとへ貢献できる仕組みはできないか，お世話になった地域や応援したい地域へも力になれる制度であること，選んでもらうに相応しい地域のあり方を考えるきっかけ」等と書かれている。

ふるさと納税は，寄附金額から 2,000 円の足切額を差し引いた残りの金額について設定された上限額までが所得税と住民税から全額控除されることになる。さらに，返礼品を受け取ることができるというメリットがある。ふるさと納税制度については，高所得層に有利に働くという批判もある一方で，受け取る側の団体から見れば，寄附金収入を活用し，地域の地場産業が返礼品として用いられることで地域にとっては有益であるという評価もある。

本稿では，これらの批判や評価を踏まえ，寄附金控除の創設や現行制度の確認を行い，寄附金控除の現状を所得税と個人住民税の両方から所得階級別に，また，個人住民税ではふるさと納税に焦点を当てて所得階級別，地域別に実証分析を行った。その結果と考察をまとめると以下のようになる。

給与所得者がふるさと納税を行った際，全額が税額控除の対象となる金額の給与収入に対する比率は高所得者ほど高くなっている。『市町村税課税状況等の調』のデータを用いて，所得階級別に総所得金額等に対する寄附金税額控除の割合を求めると高所得者ほどその割合は高くなった。ただし，税額控除の対象となる寄附金は他の地域への納税に振り替えられていることになり，税負担額の軽減には結びつかず，負担構造にも影響は及ぼさない。したがって，ふるさと納税の所得階級別分析において大きな意味を持つのは，その利用状況の高所得層への集中度合いである。

そこで本稿では，ふるさと納税の利用（寄附金税額控除）が高所得層にどのくらい集中しているかの測定を行った。高所得層への集中度を 2009 年度から 2021 年度まで求めた結果，高所得層が相対的に多く利用し集中が生じていることが示された。ふるさと納税は寄附の形で他地域に“納税”する仕組みであり，その金額を税額控除の対象とする限り納税者の税負担の軽減は起こらず，その意味では税額控除が高所得者にとって有利に作用しているわけではない。ただし，実質的に 2,000 円の負担で返礼品を購入すること

になり，高所得者ほど価値（価格）の高い返礼品を受け取ることになる。このことが高所得者にとってのインセンティブを高めることになり，高所得層に集中する結果を招いたものと考えられる。

ただし，集中度は創設当初 0.6 台であったものが，近年は 0.4 台にまで低下しており，高所得層への集中の度合いは次第に弱まっている。この要因として，注目すべきは中低所得層での割合も増加していることである。2,000 円の実質的な負担で返礼品を手にするといっても，その返礼品の価値が低く，実施のためには確定申告という手間をかける必要があれば，もともとふるさと納税とは無関係に確定申告を行っている納税者と比較すれば当然インセンティブは弱められる。しかしながら，図 3 で示されたようにワンストップ制度の導入後，所得に対する税額控除の割合の上昇は全階層で見られるが，上昇の程度は中低所得層での拡大が高所得層よりも相対的に大きく，これが高所得層への集中度の低下につながっている。

現状は依然として高所得者への集中は続いているが，寄附（納税）額の 3 割が 2,000 円以上を上回る限りふるさと納税によるメリットを受けることができ，さらに多くの納税者がふるさと納税を利用することになれば集中度はさらに低下する。もちろんこの場合でも，返礼品によって金額的に大きなメリットを受けるのは住民税所得割の納税額が大きな高所得層であり，この点に関する高所得層の有利性は変わらない。このような高所得者の有利性を抑制するためには，税額控除（つまりは返礼品）の上限を所得に対する比率ではなく金額を固定して上限を設定することが考えられる。

地域別では，総務省の『ふるさと納税ポータルサイト』にある「令和 4 年度ふるさと納税に関する現況調査等」のデータを用いて分析を行った。1,741 市町村，特別区についてふるさと納税の受入額から返礼品等の費用，寄附金税額控除額を差し引いたネットの収支を求めた。また，税額控除による税収減については地方交付税が増加することになるためそれを含めて算出した。これを用いて各市町村の 1 人当たり総所得金額等との相関を確認したが，所得の低い地域でふるさと納税による収支がプラスになることが明らかとなった。本稿の前半で示されたふるさと納税の高所得層への集中は，結果的に相対的に所得水準の高い都市圏から地方圏への資金の移転を引き起こしてきた。

住民税所得割の課税対象である総所得金額等で見た地域の経済力の高い地域から低い地域への財源移転という視点からは，ふるさと納税が有効に作用していると言える。返礼品競争を通して自治体間の競争を促進するという効果が期待されることもふるさと納税のプラス評価につながる。他方，ネットの収支を明確にすると，図 5 で示されたようにプラスの値で突出する自治体も明示されることになる。ふるさと納税の現状認識のためには，個別ケースの検証も求められる。なお，市町村別のネットの収支については時系列での変化も明らかにするべきところであるが，2018（平成 30）年度以前は返礼品等のふるさと納税に関わる経費の情報を得ることができなかった。

本稿ではふるさと納税を通じたネット収支が経済力（1 人当たり総所得金額等）の低い多くの団体でプラスになっていることが示されたが，ふるさと納税による地方団体間における財源の不平等度への影響といった観点からの分析がなされている。たとえば佐藤（2017）では，市町村民税の低い自治体で，ふるさと納税によるネットの増収（ふるさと納税の受取額から税額控除を差し引いた収支）が，1 人当たり市町村税の低い団体でばらつきが多いことを指摘し，伊藤（2023）では，ふるさと納税によって地方団体間で生じている歳入の不平等度が拡大することが指摘される。前者については，本稿の図 5 で示されるように，納税者 1 人当たり総所得金額等が低く，ふるさと納税によるネット収支がプラスの団体の中でも大きなばらつきが生じていることがその結果に結びついている。後者の歳入総額の不平等度に関する分析結果は次

のように解釈することができる。1 人当たり歳入総額（つまり歳出総額）の不平等度は，経済力の弱い自治体の方が高いグループに属する形で生じている[22]。一方，1 人当たりの地方税収は経済力の強い自治体で高くなる傾向にあることから，不平等度の判定において 1 人当たり歳入総額とは順序が逆の不平等が生じていることになる。したがって，本研究の結果からも示されるようにふるさと納税が傾向的に経済力（住民税所得割の納税者 1 人当たり総所得金額等）の低い自治体でネット収支がプラスになることと，歳入総額の不平等度を拡大するという結果は整合性がある。

本稿では，所得水準に着目した分析と地域間に着目した分析という 2 つの軸を設けて考察を行ったが，前者のふるさと納税の利用が高所得層に集中してきたことと相対的に高所得の都市圏から地方圏への財源移転が生じている結果とは裏表の関係にあると見なすことができる。ただし，近年その制度の利用の高所得層への集中度合いが弱まっていることを考慮すると，高所得層への集中が縮小しても同様に相対的に所得の低い地方圏への財源移転となるのかどうかはさらに検証の必要がある。

本研究では，個々の納税者や地域間で生じているふるさと納税の効果を示したが，ふるさと納税の評価にはマクロベースで生じている影響も考慮しなければならない。林（2023）では，ふるさと納税による財政全体の資金への影響が示されている[23]。そこでは，ふるさと納税は税額控除方式であることから，公的な財源の増加は返礼品の有無に関わらず財政全体として捉えた場合の財源増は 1 件当たり 2,000 円，2021 年度で見れば約 4,000 万件について約 800 億円である。一方，返礼品の調達費は 2,300 億円，つまり，全体としてみれば差し引きでは約 1,500 億円の地域（地場産業）振興費が使われていることになり，その資金は別の地域や地方交付税を通じて国の資金が充てられている。ふるさと納税は納税先の振替えであり，同時に，国，地方を通じた公的な資金の移動と関係事業者への資金の流れが生じている。地域貢献や災害支援といった返礼品を目的としないふるさと納税が行われるケースもあるが，2,000 円を除き税額控除の対象としている限り，納税額の一部を寄附金に振り替えていることに変わりはなく，自己負担を伴う社会貢献とは一線を画するものと言わざるを得ない。

本稿では税収の低い地域への財源の移動というプラスの効果があることと同時に，総額の増加の背景には高所得層に集中していたふるさと納税の税額控除が中間層に拡大してきたことがあることを実証的に示した。

ふるさと納税制度は，その仕組み上，個々の納税者にとっては，2,000 円の負担で返礼品を入手できると割り切れば，その利用は合理的な行動であり，適切な返礼品のある地域が募集に努めることも合理的である。現行制度のもとでは，所得水準に関わりなく拡大することが予想される。ミクロ面，マクロ面でどのようなことが起きているかの分析を前提に，ふるさと納税制度をいつまで，どの規模で実施するべきか，継続的に考察と検討を進める必要がある。

他方，ふるさと納税による税額控除の上限額を超えて，言いかえると自己負担を伴いつつ寄附が行われているケースも存在する可能性はあり，返礼品とは別に地域貢献とみなして寄附が行われるケースも考えられる。現在の分析手法とデータからはそれらを読み取ることはできないが，今後，返礼品とは無関係に地域への貢献意識を持った寄附行動の内容についての検証も必要であろう。

---

[22] 市町村の 1 人当たり歳入額（歳出額）が人口規模の小さい団体で高くなることについてはいくつかの実証分析が行われている。たとえば，広田・湯之上（2017）。

[23] 林（2023）p.39。

参考文献

伊藤敏安（2023）「ふるさと納税は市区町村間の歳入格差をもたらしているか？」『修道法学』第45巻第2号，27-36頁。

金子宏（2019）『租税法（第23版）』弘文堂，214頁。

国税庁（各年版）「申告所得税標本調査結果」
https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhyohon/top.htm（最終閲覧日2023年6月1日）。

佐藤主光（2017）「ふるさと納税の是非（下）」日本経済新聞『経済教室』4月7日朝刊。

末松智之（2020）「ふるさと納税の返礼率競争の分析」PRI（財務総合政策研究所）Discussion Paper Series No.20A-04。

総務省（各年版）「市町村税課税状況等の調」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran09.html（最終閲覧日2023年6月1日）。

総務省「ふるさと納税ポータルサイト」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（最終閲覧日2023年6月1日）。

総務省（2007）「ふるさと納税研究会報告書」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf（最終閲覧日2023年6月1日）。

「ふるさとチョイスHP」
https://www.furusato-tax.jp/about/municipal_tax（最終閲覧日2023年6月1日）。

総務省（2022）「令和4年度ふるさと納税に関する現況調査について」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20220729.html（最終閲覧日2023年6月1日）。

総務省（2023）「令和3年度市町村別決算状況調」
https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/r03_shichouson.html（最終閲覧日2023年6月1日）。

沼尾波子（2020）「返礼品システムにみるふるさと納税制度の課題」『税』第75巻第9号，52-54頁。

橋本恭之（2022）「所得再分配とふるさと納税」『関西大学経済論集』第71巻第4号，271-287頁。

林宏昭（2023）「地方税原則と地方税の課題」『租税研究』第880号，20-44頁。

広田啓朗・湯之上英雄（2017）「市町村歳出と人口規模の実証分析」『公共選択』第67号，5-22頁。

藤田晴（1992）『所得税の基礎理論』中央経済社，99-100頁。

増井良啓（2005）「所得税法から見た日本の官と民　寄付金控除を素材として」『融ける境　超える法3　市場と組織』（第2章）東京大学出版会，33-57頁。

松原有里（2007）「物的控除は必要か－社会保険料控除，保険料控除，寄付控除」『税研』第136号（第23巻第3号），43-49頁。

保田隆明・保井俊之（2017）『ふるさと納税の理論と実践』事業構想大学院大学出版部。